

平成25年2月14日

お客様 各位

空知商工信用組合

### 中小企業金融円滑化法期限到来後の対応方針について

中小企業金融円滑化法は、平成25年3月31日に期限が到来することとなりますが、当組合では、期限到来後も従来と変わることなく、以下のとおり対応して参ります。

1. 当組合は、金融円滑化法の期限到来後もお客様からのご融資条件の変更等の申出に対して、従来と変わらない姿勢で対応して参ります。  
また、他の金融機関や信用保証協会等の関係機関と適切な連携を図って参ります。
2. 当組合は、お客様の問題や課題に応じた最適な解決策を、お客様の立場に立ってご提案出来るよう、コンサルティング機能を一層発揮して参ります。
3. 当組合は、住宅ローンをご利用いただいているお客様につきましても、返済に関するご相談やご融資条件の変更等のお申込があった場合には、従来と変わることなく対応して参ります。

以 上